

改めて日本国憲法の意義を訴える会長談話

本年は、戦争と平和について深く考えさせられる1年でした。

昨年2月24日に、ロシア連邦軍がウクライナへの侵攻を開始して始まった両国の戦闘状態は、本年が暮れようとしている今も未だ終結の見通しがついていません。

また、本年10月7日のハマスによる奇襲攻撃と人質の略取を端緒としてイスラエル国内で紛争が勃発し、その報復としてガザ地区においてイスラエルによる大量の空爆と陸上侵攻が展開されたことで、イスラエルとパレスチナ双方において、子どもを含む多数の死者が生ずるなど極めて憂うべき状況となっています。

戦争の犠牲となった全ての方々に対して、当会は改めて哀悼致します。

我が国においては、強大な軍事力やこれに依拠した抑止力により平和を追求しようとする動きが止みません。昨年12月には、閣議決定により、安保三文書（国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画）の改定が行なわれました。同改定は、具体的には、武力攻撃が発生した場合に対処するため相手国の領域（特にそのミサイル基地等）において有効に反撃できる防衛能力（敵基地攻撃能力）を認めるものであって、さらには、このような防衛力の拡充を図るため大幅な防衛費の増額を企図する内容となっており、我が国の防衛政策の大転換を図るものでしたが、本年もこの動きが止（とど）まることはありませんでした。

しかし、このような強大な軍事力やこれに依拠した抑止力による平和の追求がいかに脆いものであり、また危険なものであることについては、市街地も含む国土が空襲で焼け野原になり、唯一の被爆国であり核兵器の被害も受けたことによる甚大な被害や悲惨さを語り継いできた日本国民が、身をもって感じているものですし、ウクライナやガザ地区の悲惨な現状は、軍事力やこれに依拠した抑止力による平和などあり得ないことを示すものです。

先の大戦で、我が国は焦土と化し、300万人を越える国民が犠牲になりました。この反省に立ち、日本国憲法は、前文で国際協調主義と平和的生存権を謳い、9条では国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇と武力の行使を否定し、戦力の保持を一切認めないという徹底した恒久平和主義を貫いています。これらの規定は、それまでの人類の戦争と平和の歴史の反省に立ち、人権侵害の最たるものであり違法である戦争を、我が国だけでなく全世界から排除するという崇高な理念と、それを実現するための制度を構築しようとするものです。我が国が志向すべきなのは、強大な軍事力やこれに依拠した抑止力による平和ではなく、このような日本国憲法の精神に基づき、主体的に近隣諸国や大国間の緊張関係をできる限り解きほぐし、命と人道を尊重して平和的共存関係をめざす外交努力を尽くすことだと考えます。

戦争によって多数の無辜の尊い命が奪われてしまった本年を振り返り、当会は、日本国憲法の持つ意義を改めて訴えたいと思います。

2023年（令和5年）12月27日

長野県弁護士会 会長 山 岸 重 幸